

徳島県規則第七十四号

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年徳島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「并」を「并」に改め、「や無罪和氣被和氣味計」を削る。

附
則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第四号に相当する改正前の様式第四号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。